

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、猪又建設株式会社（所在地 新潟県糸魚川市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年6月11日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 池田 潤 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 深澤 順麿 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
猪又建設株式会社	新潟県糸魚川市大町1-6-6

2. 指名停止措置期間： 令和3年6月11日～令和3年8月10日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の営業部長及び営業係長は、新潟県糸魚川市が発注した新駅公衆トイレ整備工事の入札に関し、同市職員が漏洩した工事価格の情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年5月19日、公契約関係競売入札妨害の疑いで新潟県警に逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内